

令和 8 年度の狩猟に関するお知らせ

1 静岡県における狩猟期間

令和 8 年 1 1 月 1 5 日～令和 9 年 2 月 1 5 日

なお、イノシシとニホンジカに限り

令和 8 年 1 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 1 5 日に延長（銃猟、わな猟とも）

2 「ニホンジカ」の捕獲頭数制限の撤廃

ニホンジカの「1 日当たりの捕獲頭数」は無制限です。県内のニホンジカの積極的な捕獲に御協力ください。

3 「メスキジ、メスヤマドリ」の狩猟禁止

令和 4 年 9 月 1 5 日～令和 9 年 9 月 1 4 日の 5 年間、全国で狩猟による捕獲が禁止されています。

4 「くくりわな」の使用規制（輪の直径 1 2 cm 以下など）

ツキノワグマ等の錯誤捕獲を防止し、又は錯誤捕獲してしまった鳥獣の損傷を軽減し、解放を容易にするため、狩猟で使う「くくりわな」は規制されています。

5 「クマ」の狩猟自粛

静岡県内では、ツキノワグマの狩猟は自粛扱いとなっています。

6 特定猟具（銃）使用禁止区域

特定猟具（銃）使用禁止区域（昔の銃禁区）では、止めさしであっても、銃は使えません。

7 鳥獣保護区等の区域変更

令和 8 年 11 月 1 日から、静岡県内の鳥獣保護区等の区域に変更があります。

8 豚熱（CSF）拡散防止

豚熱感染確認区域内で狩猟する際には、豚熱ウイルスの拡散防止に御協力ください。

9 狩猟者登録証の捕獲報告の記入方法

捕獲報告や出猟情報の正確な記入に御協力ください。

10 「ガンカモ調査の基準日」におけるカモ類の狩猟自粛

令和 9 年 1 月 17 日は「ガンカモ一斉調査の基準日」のため、カモ類の狩猟の自粛に御協力ください。

狩猟にあたっての注意事項

1 「狩猟者登録証の携帯」と「狩猟者記章の装着」

狩猟をしようとするときは「狩猟者登録証」を携帯し、警察官、鳥獣行政担当官、土地所有者等から求めがあった場合、登録証を提示しなければなりません。「狩猟者記章」は、胸部又は帽子に付けなければなりません。

2 可猟区であることの確認

狩猟をしようとするときは、鳥獣保護区等位置図などにより、狩猟ができる場所か否か、十分に確認してください。

3 わな猟、網猟をする際の標識設置

わな猟、網猟をする際は、使用する猟具ごとに、1字の大きさが縦横1cm以上の文字で、住所、氏名、都道府県名、登録年度、登録番号を表示した金属製又はプラスチック製の標識を設置しなければなりません。

4 眼鏡等の使用

狩猟者登録証の備考欄に眼鏡等や補聴器を使用する旨の記載がある人は、狩猟の際、眼鏡等を使用しなければなりません。

5 「法令を遵守し、安全な狩猟を」

狩猟による人身事故や物損事故が例年全国で発生しています。

法令遵守はもとより、以下の点に注意してください。

- ① 射撃前には、矢先だけでなく、周囲の安全も十分確認すること。
- ② 獲物がよく見えない時は、常に「人かも知れない」との疑いを持ち、対象が何か断定しないうちに発砲しないこと。
- ③ 射撃するとき以外は、必ず弾を銃器から抜くこと。
- ④ 目立つ色の帽子、ベストを必ず着用すること（迷彩色、迷彩帽は着用しない）。
- ⑤ 鳥獣保護管理法のほか、電波法等の関係法令を守り、違法無線（違法ドッグマーカを含む）を使用しないこと。
- ⑥ 銃で狩猟を行う場合は銃の所持許可証の用途欄に「狩猟」と追記すること。

☹ 狩猟に際し、地元住民とのトラブルが目立っています！ ☹

- ① 網、わな、銃（猟犬を含む）の種類を問わず、住民や入山する一般者の迷惑にならないよう、威圧的な言動は慎み、ルールとマナーのある行動をとること。
- ② 猟犬を使う際は、猟犬が他人の敷地内に侵入したり、第三者やペット等に危害を加えることのないよう、飼い主としての自覚と責任を持つこと。
- ③ 不特定者が出入りする場所では、ナワバリ意識をやめ、互いに配慮し合うこと。